

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		公共用歩廊等の道路内における建築の許可
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第44条第1項第4号
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	建築基準法第44条第1項第2号及び第4号許可基準 (平成20年5月1日運用、令和6年5月1日最終改正) アーケードの取扱いについて (昭和30年2月1日国消発第72号、住発第5号、警察庁発備第2号) 道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について (平成30年7月11日国住指第1201号、国住街第80号)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 令和6年5月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		